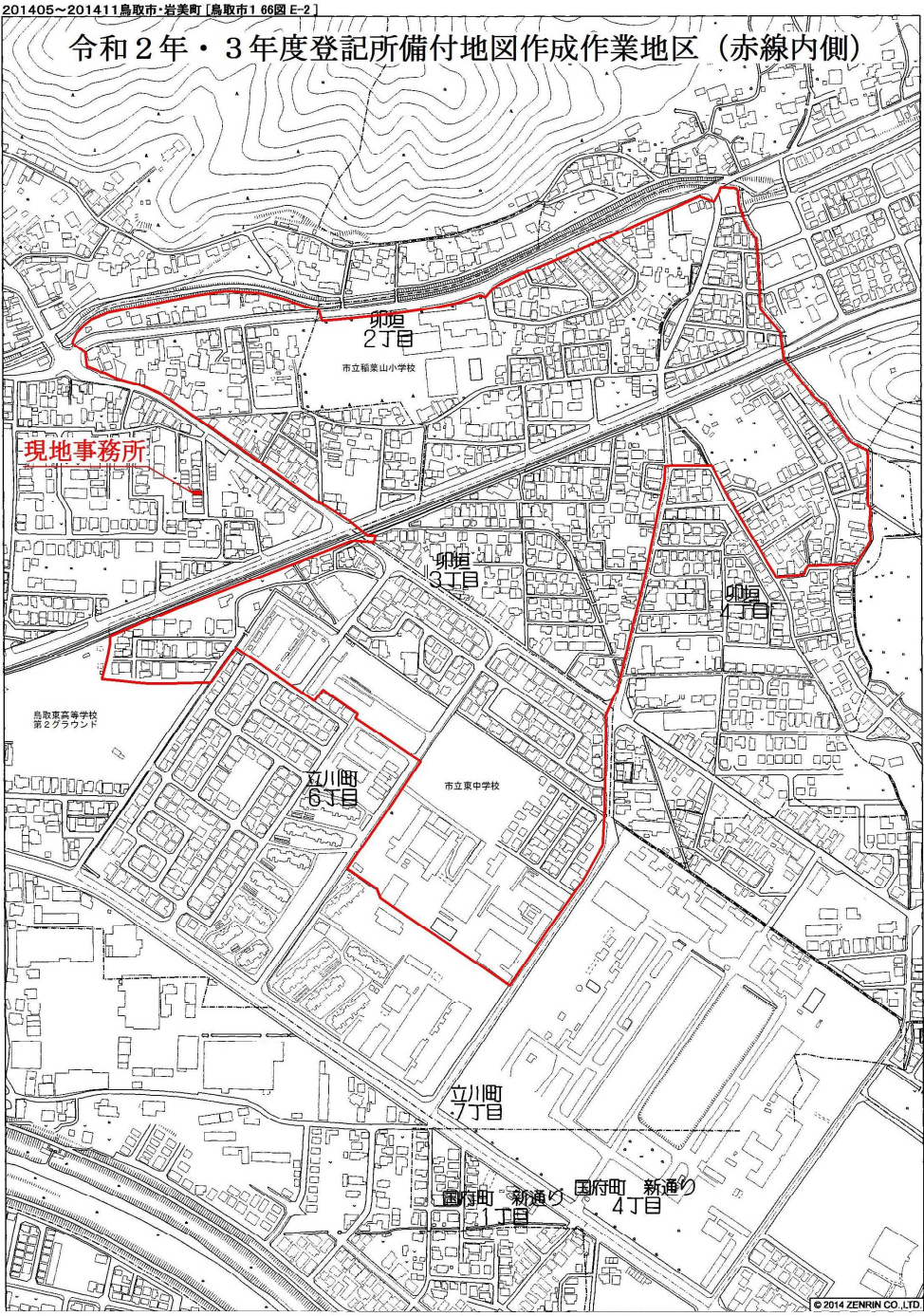


令和3年度、鳥取市卯垣二丁目ほか地区において地図作成作業を行います。

法務局では、現在、土地の正確な位置を特定するために、順次、精度の高い地図（※）を作成しており、令和3年度は、以下に図示した鳥取市卯垣二丁目及び卯垣三丁目の全部並びに卯垣四丁目、立川町五丁目及び立川町六丁目の各一部地区において、新たな地図を作成することとしています。

（※）不動産登記法第14条第1項に規定された地図



作業期間

令和3年4月から令和4年3月まで

実施機関

計画機関 鳥取地方法務局

作業機関 公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

地図作成の効果

- 調査結果に基づき、土地の正しい地目や面積（地積）を登記記録に反映します。
- 最新の測量に基づいて作成された地図及び図面（地積測量図）が法務局に備え付けられます。
- 土地の位置や区画が正確に特定できるため、境界に関する争いを防止できます。
- 境界杭や標識などが亡失しても、地図に基づいて境界を復元することができます。
- まちづくりのための公共事業が進みやすくなります。

お問合せ・連絡先

〒680-0061

鳥取市立川町五丁目87番地6-201

鳥取地方法務局 地図作成作業現地事務所(担当 河口(こうぐち))

開設期間 令和3年5月10日から同年12月24日まで

(ただし、土日・祝日を除く。)

開設時間 午前9時から午後4時30分まで

TEL (0857) 30-6050